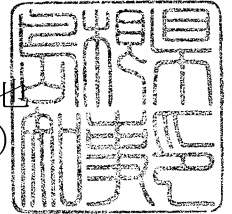


原第1037号
令和7年3月28日

経済産業大臣 武藤 容治 様

島根県知事 丸山 達也
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の
設置に係る要請について

本県は、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第2項に基づき、平成28年4月28日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願がありました島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の設置について了解しました。

このたびの了解に当たっては、島根原子力発電所2号機の再稼働判断時に要請した事項（別紙）に引き続き適切に対応されるとともに、下記事項について適切に対応されるよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応されるようお願いいたします。

記

1. 原子力災害が発生した場合、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
2. 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財源措置を講じること。

島根原子力発電所2号機再稼働判断時の要請事項

【令和4年6月15日付け原第200号で要請】

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。
また、原子力防災対策が必要な区域が30キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。